

文部科学省令第三十二号

文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

第一条 重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化財保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削

改正後	改正前
<p>(重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合)</p> <p>第一条 文化財保護法(以下「法」という。)(第七十三条の規定により届出なければならぬ場合は、次に掲げるとおりとする。)</p> <p>一 保持者が氏名、芸名、雅号等(以下「氏名等」という。)(を)変更したとき。</p> <p>二 四 「略」</p> <p>(重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項)</p> <p>第二条 前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 変更前の氏名等又は住所</p> <p>四 変更後の氏名等又は住所</p> <p>五・六 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>一・三 「略」</p> <p>四 「号を削る」</p> <p>四 「略」</p>	<p>(重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合)</p> <p>第一条 文化財保護法(以下「法」という。)(第七十三条に規定する文部科学省令の定める事由は、次に掲げるものとする。)</p> <p>一 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。</p> <p>二 四 「同上」</p> <p>(重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項)</p> <p>第二条 前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 変更前の氏名、芸名、雅号等又は住所</p> <p>四 変更後の氏名、芸名、雅号等又は住所</p> <p>五・六 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一・三 「同上」</p> <p>四 死亡の理由</p> <p>五 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 重要文化財保存活用計画等の認定

第一節 第三節 「略」

第四節 登録無形文化財保存活用計画（第十九条 第二十一条）

第五節 重要有形民俗文化財保存活用計画（第二十二条 第二十七条）

第六節 重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十八条 第三十条）

第七節 登録有形民俗文化財保存活用計画（第三十一条 第三十六条）

第八節 登録無形民俗文化財保存活用計画（第三十七条 第三十九条）

第九節 史跡名勝天然記念物保存活用計画（第四十条 第四十五条）

第十節 登録記念物保存活用計画（第四十六条 第五十一条）

第十一節 国に関する特例（第五十二条 第五十八条）

第二章 文化財保存活用地域計画の認定（第五十九条 第六十二条）

第三章 文化財保存活用支援団体の指定（第六十三条・第六十四条）

附則

第四節 登録無形文化財保存活用計画

（登録無形文化財保存活用計画の認定の申請）

第十九条 法第七十六条の十三第一項の規定による登録無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（登録無形文化財保存活用計画の記載事項）

第二十条 法第七十六条の十三第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録無形文化財保存活用計画の名称

二 登録無形文化財の登録年月日

三 その他参考となるべき事項

（認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の軽微な変更）

第二十一条 法第七十六条の十四第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

改正前

目次

第一章 重要文化財保存活用計画等の認定

第一節 第三節 「同上」

第四節 重要有形民俗文化財保存活用計画（第十九条 第二十四条）

第五節 重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十五条 第二十七条）

第六節 登録有形民俗文化財保存活用計画（第二十八条 第三十三条）

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画（第三十四条 第三十九条）

第八節 登録記念物保存活用計画（第四十条 第四十五条）

第九節 国に関する特例（第四十六条 第五十二条）

第二章 文化財保存活用地域計画の認定（第五十三条 第五十六条）

第三章 文化財保存活用支援団体の指定（第五十七条・第五十八条）

附則

「節を加える。」

「条を加える。」

二 登録無形文化財の保持者について、その保持する登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴つ変更

三 登録無形文化財の保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴つ変更

四 前三号に掲げるもののほか、登録無形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第五節 重要有形民俗文化財保存活用計画

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十二條 法第八十五条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十二号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十四条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ ホ

二 略

第二十三條 略

第二十四條 略

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準）

第二十五条 法第八十五条の二第四項第四号（法第八十五条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十七条において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条の三第二項及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三

（現状変更等の届出の特例の様式）

第二十六条 法第八十五条の三（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十三号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第二十七條 略

第六節 重要無形民俗文化財保存活用計画

（重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第十九條 法第八十五条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十一条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ ホ

二 同上

第二十條 同上

第二十一條 同上

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準）

第二十二條 法第八十五条の二第四項第四号（法第八十五条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十四条において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条の三第二項及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三

（現状変更等の届出の特例の様式）

第二十三條 法第八十五条の三（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十二号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第二十四條 同上

第五節 重要無形民俗文化財保存活用計画

（重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十八条 法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十四号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（重要無形民俗文化財保存活用計画の記載事項）

第二十九条 法第八十九条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 重要無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の名称

四 「略」

（認定を受けた重要無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第三十条 法第八十九条の三において準用する法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 「略」

二 重要無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三 「略」

第七節 登録有形民俗文化財保存活用計画

（登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第三十一条 法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「略」

第三十二条 「略」

第三十三条 「略」

第三十四条 「略」

（現状変更の届出の特例の際の様式）

第三十五条 法第九十条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第三十六条 「略」

第八節 登録無形民俗文化財保存活用計画

（登録無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第三十七条 法第九十条の十第一項の規定による登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録無形民俗文化財保存活用計画

第二十五条 法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（重要無形民俗文化財保存活用計画の記載事項）

第二十六条 法第八十九条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「同上」

三 重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存地方公共団体等の名称

四 「同上」

（認定を受けた重要無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第二十七条 法第八十九条の三において準用する法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 「同上」

二 重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存に当たることが適当と認められる者の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三 「同上」

第六節 登録有形民俗文化財保存活用計画

（登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十八条 法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十四号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

第二十九条 「同上」

第三十条 「同上」

第三十一条 「同上」

（現状変更の届出の特例の際の様式）

第三十二条 法第九十条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第三十三条 「同上」

「節を加える。」

「条を加える。」

「と。）」の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十七号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録無形民俗文化財保存活用計画の記載事項)

第三十八条 法第九十条の十第二項第四号の文部科学省令で定める事項

は、次に掲げるものとする。

一 登録無形民俗文化財保存活用計画の名称

二 登録無形民俗文化財の登録年月日

三 登録無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の名称

四 その他参考となるべき事項

(認定を受けた登録無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更)

第三十九条 法第九十条の十一において準用する法第七十六条の第十四

一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 登録無形民俗文化財に係る保存地方公共団体等の解散(消滅を含む。)に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、登録無形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第九節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請)

第四十条 法第二十九条の二第一項(法第七十四条の二第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。)の保存及び活用に関する計

画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二十九条の二第三項(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。)に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ〜ハ [略]

二 [略]

第四十一条 [略]

第四十二条 [略]

第四十三条 [略]

第四十四条 [略]

「条を加える。」

「条を加える。」

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請)

第三十四条 法第二十九条の二第一項(法第七十四条の二第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。)の保存及び活用に関する計

画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十六号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二十九条の二第三項(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三十六条第二項において同じ。)に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ〜ハ [同上]

二 [同上]

第三十五条 [同上]

第三十六条 [同上]

第三十七条 [同上]

第三十八条 [同上]

(現状変更等の許可の特例の際の様式)

第四十五条 法第二百二十九条の四(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「略」

第十節 登録記念物保存活用計画

(登録記念物保存活用計画の認定の申請)

第四十六条 法第二百三十三条の二第一項の規定による登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「略」

第四十七条 「略」

第四十八条 「略」

第四十九条 「略」

(現状変更の届出の特例の際の様式)

第五十条 法第二百三十三条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第五十一条 「略」

第十一節 国に関する特例

(重要文化財保存活用計画等の同意の求め)

第五十二条 法第七十条の二第一項の規定による重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第一条から第三条までの規定、第二十二条から第二十四条までの規定又は第四十条から第四十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第一条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第二十二号」と、第二十二条第一項中「別記様式第十二号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、第四十条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十四号」と読み替えるものとする。

(同意を得た重要文化財保存活用計画等の軽微な変更)

第五十三条 法第七十条の二第二項の同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の法第七十条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第六条、第二十七条又は第四十四条の規定を準用する。

(現状変更等の許可の特例の際の様式)

第三十九条 法第二百二十九条の四(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

第八節 登録記念物保存活用計画

(登録記念物保存活用計画の認定の申請)

第四十条 法第二百三十三条の二第一項の規定による登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

第四十一条 「同上」

第四十二条 「同上」

第四十三条 「同上」

(現状変更の届出の特例の際の様式)

第四十四条 法第二百三十三条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第四十五条 「同上」

第九節 国に関する特例

(重要文化財保存活用計画等の同意の求め)

第四十六条 法第七十条の二第一項の規定による重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第一条から第三条までの規定、第十九条から第二十一条までの規定又は第三十四条から第三十六条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第一条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第二十号」と、第十九条第一項中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第二十一号」と、第三十四条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第二十二号」と読み替えるものとする。

(同意を得た重要文化財保存活用計画等の軽微な変更)

第四十七条 法第七十条の二第二項の同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の法第七十条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第六条、第二十四条又は第三十八条の規定を準用する。

(現状変更等の通知等の特例の際の様式)

第五十四条 法第七十条の二第二項の同意(法第七十条の三第一項の変更の同意を含む。)を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等が終了したときの法第七十条の四の規定による通知については、それぞれ第七条、第二十六条又は第四十五条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第七条第一項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第二十五号」と、第二十六条中「別記様式第十三号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、第四十五条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(修理の通知の特例の際の様式)

第五十五条 法第七十条の五の規定による通知については、第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「別記様式第五号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と読み替えるものとする。

(登録有形文化財保存活用計画等の同意の求め)

第五十六条 法第七十九条の二第一項の規定による登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第九条から第十一条までの規定、第三十一条から第三十三条までの規定又は第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第九条第一項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第二十九号」と、第三十一条第一項中「別記様式第十五号」とあるのは「別記様式第三十号」と、第四十六条第一項中「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第三十一号」と読み替えるものとする。

(同意を得た登録有形文化財保存活用計画等の軽微な変更)

第五十七条 法第七十九条の二第二項の同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の法第七十九条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第十四条、第三十六条又は第五十一条の規定を準用する。

(現状変更の通知の特例の際の様式)

第五十八条 法第七十九条の二第二項の同意(法第七十九条の三第一項の変更の同意を含む。)を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画に記載さ

(現状変更等の通知等の特例の際の様式)

第四十八条 法第七十条の二第二項の同意(法第七十条の三第一項の変更の同意を含む。)を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等が終了したときの法第七十条の四の規定による通知については、それぞれ第七条、第二十三条又は第三十九条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第七条第一項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、第二十三条中「別記様式第十二号」とあるのは「別記様式第二十四号」と、第三十九条第一項中「別記様式第十七号」とあるのは「別記様式第二十五号」と読み替えるものとする。

(修理の通知の特例の際の様式)

第四十九条 法第七十条の五の規定による通知については、第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「別記様式第五号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と読み替えるものとする。

(登録有形文化財保存活用計画等の同意の求め)

第五十条 法第七十九条の二第一項の規定による登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第九条から第十一条までの規定、第二十八条から第三十条までの規定又は第四十条から第四十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第九条第一項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、第二十八条第一項中「別記様式第十四号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、第四十条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」と読み替えるものとする。

(同意を得た登録有形文化財保存活用計画等の軽微な変更)

第五十一条 法第七十九条の二第二項の同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の法第七十九条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第十四条、第三十三条又は第四十五条の規定を準用する。

(現状変更の通知の特例の際の様式)

第五十二条 法第七十九条の二第二項の同意(法第七十九条の三第一項の変更の同意を含む。)を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画に記載さ

れた現状変更が終了したときの法第七十九條の四の規定による通知については、それぞれ第十五條、第三十五條又は第五十條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第十五條中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第三十二号」と、第三十五條中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第三十三号」と、第五十條中「別記様式第二十一号」とあるのは「別記様式第三十四号」と読み替えるものとする。

（文化財保存活用地域計画の認定の申請）

第五十九條 法第八十三條の三第一項の規定による市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の認定の申請をしようとする市町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六十二條第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長。次項及び次條第三号において同じ。）は、別記様式第三十五号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

第六十條 「略」

第六十一條 「略」

（文化財の登録の提案）

第六十二條 法第八十三條の五第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする認定市町村（法第八十三條の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下この項及び第六十四條において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。第六十四條において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

三 提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その所在の場所又は所在地

四 提案に係る文化財の所有者等（当該文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときはその所有者、無形文化財であるときは保持者又は保持団体となるべき者、無形の民俗文化財であるときは保存地方公共団体等となるべき者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は事務所のある所在地

五・七 「略」

八 提案に係る文化財が該当すると思料する文部科学大臣が定める文化財登録原簿に文化財を登録する場合の基準及び当該基準に該当す

れた現状変更が終了したときの法第七十九條の四の規定による通知については、それぞれ第十五條、第三十二條又は第四十四條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第十五條中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第三十号」と、第三十二條中「別記様式第十五号」とあるのは「別記様式第三十一号」と、第四十四條中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第三十二号」と読み替えるものとする。

（文化財保存活用地域計画の認定の申請）

第五十三條 法第八十三條の三第一項の規定による市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の認定の申請をしようとする市町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体（第五十六條第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長。次項及び次條第三号において同じ。）は、別記様式第三十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

第五十四條 「同上」

第五十五條 「同上」

（文化財の登録の提案）

第五十六條 法第八十三條の五第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする認定市町村（法第八十三條の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下この項及び第五十八條において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。第五十八條において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二 「同上」

三 提案に係る文化財の所在の場所又は所在地

四 提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五・七 「同上」

八 提案に係る文化財が該当すると思料する登録有形文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十四号）、登録有形民俗文化財登

るものであることを示す当該文化財の特徴及び評価

九「略」

2 前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その写真

二・三「略」

四 提案者が所有者等以外の者であるときは、所有者等の意見書

五「略」

第六十三条「略」

(文化財保存活用支援団体による文化財の登録の要請)

第六十四条 法第九十二条の六第二項の規定により文化財の登録の提案をするよう要請しようとする文化財保存活用支援団体は、次に掲げる事項を記載した書類を認定市町村の教育委員会に提出しなければならない。

一・二「略」

三 提案をするよう要請する文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その所在の場所又は所在地

四 提案をするよう要請する文化財の所有者等の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

五・六「略」

別記様式第十一号(第19条関係)

登録無形文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

文化財保護法第76条の13第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

録基準(平成十七年文部科学省告示第四十五号)又は登録記念物登録基準(平成十七年文部科学省告示第四十六号)に規定する登録基準並びに当該登録基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価

九「同上」

2 前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 提案に係る文化財の写真

二・三「同上」

四 提案者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

五「同上」

第五十七条「同上」

(文化財保存活用支援団体による文化財の登録の要請)

第五十八条 法第九十二条の六第二項の規定により文化財の登録の提案をするよう要請しようとする文化財保存活用支援団体は、次に掲げる事項を記載した書類を認定市町村の教育委員会に提出しなければならない。

一・二「同上」

三 提案をするよう要請する文化財の所在の場所又は所在地

四 提案をするよう要請する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五・六「同上」

「別記様式を加える。」

(備考)

1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 別記様式第12号 (第22条第1項関係) [略]
- 別記様式第13号 (第26条関係) [略]
- 別記様式第14号 (第28条関係) [略]
- 別記様式第15号 (第31条第1項関係) [略]
- 別記様式第16号 (第35条関係) [略]
- 別記様式第17号 (第37条関係)

登録無形民俗文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏名又は名称

文化財保護法第90条の10第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考)

1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 別記様式第18号 (第40条第1項関係) [略]
- 別記様式第19号 (第45条第1項関係) [略]
- 別記様式第20号 (第46条第1項関係) [略]
- 別記様式第21号 (第50条関係) [略]
- 別記様式第22号 (第52条関係) [略]
- 別記様式第23号 (第52条関係) [略]
- 別記様式第24号 (第52条関係) [略]
- 別記様式第25号 (第54条関係) [略]
- 別記様式第26号 (第54条関係) [略]

- 別記様式第11号 (第19条第1項関係) [同上]
- 別記様式第12号 (第23条関係) [同上]
- 別記様式第13号 (第25条関係) [同上]
- 別記様式第14号 (第28条第1項関係) [同上]
- 別記様式第15号 (第32条関係) [同上]
- [添付資料のNo. 1]

- 別記様式第16号 (第34条第1項関係) [同上]
- 別記様式第17号 (第39条第1項関係) [同上]
- 別記様式第18号 (第40条第1項関係) [同上]
- 別記様式第19号 (第44条関係) [同上]
- 別記様式第20号 (第46条関係) [同上]
- 別記様式第21号 (第46条関係) [同上]
- 別記様式第22号 (第46条関係) [同上]
- 別記様式第23号 (第48条関係) [同上]
- 別記様式第24号 (第48条関係) [同上]

別記様式第27号 (第54条関係) [略]
別記様式第28号 (第55条関係) [略]
別記様式第29号 (第56条関係) [略]
別記様式第30号 (第56条関係) [略]
別記様式第31号 (第56条関係) [略]
別記様式第32号 (第58条関係) [略]
別記様式第33号 (第58条関係) [略]
別記様式第34号 (第58条関係) [略]
別記様式第35号 (第59条第1項関係) [略]

別記様式第25号 (第48条関係) [同上]
別記様式第26号 (第49条関係) [同上]
別記様式第27号 (第50条関係) [同上]
別記様式第28号 (第50条関係) [同上]
別記様式第29号 (第50条関係) [同上]
別記様式第30号 (第52条関係) [同上]
別記様式第31号 (第52条関係) [同上]
別記様式第32号 (第52条関係) [同上]
別記様式第33号 (第53条第1項関係) [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条 文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則

(令和二年文部科学省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第十六条第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 提案に係る文化財が有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）又は有形の民俗文化財（同項第三号に規定する民俗文化財をいう。以下同じ。）であるときは、その員数</p> <p>三 提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物（文化財保護法第二条第一項第四号に規定する記念物をいう。以下同じ。）であるときは、その所在の場所又は所在地</p> <p>四 提案に係る文化財の所有者等（当該文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときはその所有者、無形文化財（文化財保護法第二条第一項第二号に規定する無形文化財をいう。）であるときは保持者又は保持団体（同法第七十一条第二項に規定する保持団体をいう。）となるべき者、無形の民俗文化財であるときは保存地方公共団体等（同法第九十条の七第一項に規定する保存地方公共団体等をいう。）となるべき者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>五 「略」</p> <p>2 前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。</p> <p>一 提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その写真</p> <p>二 「略」</p> <p>三 提案に係る文化財が記念物であるときは、その土地の範囲を示す図面</p> <p>四 提案者が所有者等以外の者であるときは、所有者等の意見書</p> <p>五 「略」</p>	<p>1 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第十六条第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 提案に係る文化財が有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。第六号において同じ。）又は有形の民俗文化財（同項第三号に規定する民俗文化財をいう。）であるときは、その員数</p> <p>三 提案に係る文化財の所在の場所又は所在地</p> <p>四 提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 「同上」</p> <p>2 前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。</p> <p>一 提案に係る文化財の写真</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 提案に係る文化財が記念物（文化財保護法第二条第一項第四号に規定する記念物をいう。）であるときは、その土地の範囲を示す図面</p> <p>四 提案者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書</p> <p>五 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十四日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。